

認定遺伝カウンセラー制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この制度は質の高い臨床遺伝医療を提供するために臨床遺伝専門医と連携し、遺伝に関する問題に悩むクライアントを援助するとともに、その権利を守る専門家としての認定遺伝カウンセラーを養成・認定することを目的とする。

第2条 日本遺伝カウンセリング学会と日本人類遺伝学会は、前条の目的を達成するために認定遺伝カウンセラー 認定制度を設ける。

第2章 認定遺伝カウンセラー制度

(委員会)

第3条 日本遺伝カウンセリング学会および日本人類遺伝学会は共同で、認定遺伝カウンセラーの認定のため、認定遺伝カウンセラー制度委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 認定試験受験者の受験資格の審査に関する事。
- (2) 認定試験の問題作成及び実施に関する事
- (3) 認定遺伝カウンセラーの登録及び認定証の交付に関する事。
- (4) その他認定遺伝カウンセラーの認定に関する事。
- (5) 大学院養成課程および研修会の認定に関する事。
- (6) 認定遺伝カウンセラー指導資格の認定に関する事。

(委員など)

第5条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 日本遺伝カウンセリング学会から推薦された者 若干名
 - (2) 日本人類遺伝学会から推薦された者 若干名
 - (3) 委員会が必要と認めた者 若干名
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員に欠員が生じたときはそれぞれの学会の推薦により補充する。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の期間残任期間とする。
 - 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
 - 4 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
 - 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は出席委員の過半数以上の賛成で決し、可否同数の場合は、委員長が決す。

第3章 認定遺伝カウンセラー

(認定遺伝カウンセラー 認定試験の受験資格)

第7条 認定遺伝カウンセラーとして認定を受けようとする者は、次の各号のすべてに該当しなければ委員会の実施する認定遺伝カウンセラー認定試験（以下「認定試験」という。）を受験することができない。

(1) 次のいずれかに該当する者

- 1) 委員会が認定した認定大学院遺伝カウンセラー養成課程（以下、認定養成課程という）を卒業し修士の学位を持っている者
- 2) 学士相当の資格を持ち、委員会が認定した研修会で取得した単位数を取得し、委員会が認定した認定遺伝カウンセラー指導者または臨床遺伝専門医の指導を受け、遺伝カウンセリングの実績に関する報告書を提出した者。

3) 委員会が受験資格を認めた者

(2) 原則として日本遺伝カウンセリング学会 と 日本人類遺伝学会の双方の会員であることが望ましいが、受験申請時にいずれかの会員歴が2年以上継続している者。

(認定試験の受験手続き)

第8条 認定試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類に受験手数料を添えて、所定の期日までに委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定遺伝カウンセラー認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 研修記録
- (4) 遺伝カウンセリング事例の要約
- (5) その他必要とする書類

(認定試験の実施)

第9条 認定試験は、年1回実施する。

2 認定試験は、遺伝カウンセリングに関する筆記試験及び面接試験とする。

3 認定試験の期日、その他認定試験の実施について必要な事項は、年度当初に公示する。

(認定遺伝カウンセラーの認定)

第10条 委員会は、認定試験に合格し、認定手数料を納付した者を日本遺伝カウンセリング学会及び日本人類遺伝学会に推薦する。

2 日本遺伝カウンセリング学会及び日本人類遺伝学会の両理事長が認定遺伝カウンセラーとして認定する。

(認定遺伝カウンセラー認定証)

第11条 認定遺伝カウンセラーと認定された者には、認定遺伝カウンセラー認定証を交付する。

(認定遺伝カウンセラー資格の取り消し)

第12条 委員会は、認定遺伝カウンセラーとして認定された者が次の各号の一に該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 裁判所において失踪宣告を受けたとき。
- (2) 第8条各号に定める書類の記載事項に事実と重大な相違があり、認定遺伝カウンセラーとして欠格と認められるとき。
- (3) 日本遺伝カウンセリング学会、日本人類遺伝学会いずれの会員でもなくなったとき。
- (4) 認定遺伝カウンセラーとして信用失墜行為のあったとき。

(認定遺伝カウンセラー認定の更新)

第13条 認定遺伝カウンセラーの認定期間は5年とする。ただし、認定を更新することができる。

第4章 認定養成課程・認定研修会・認定遺伝カウンセラー指導者

(認定養成課程の認定)

第14条 委員会は大学院研究科長からの申請により、次の各号に該当するものを認定養成課程として認定する。

- (1) 学位授与機構に認可された修士号を授与できること。
- (2) 課程担当教員に認定遺伝カウンセラーの指導資格を持つ者が含まれること。
- (3) 教育（講義、実習を含む）カリキュラムが「遺伝カウンセラー養成のための到達目標」に掲げる内容に達しているもの。

(認定養成課程認定の更新)

第15条 認定養成課程の認定期間は5年とする。ただし、認定を更新することができる。

(認定研修会)

第16条 委員会は研修会責任者からの申請により、次の各号に該当するものを認定研修会として認定する。

- (1) 公的機関、学会（研究会を含む）が遺伝医療の普及を目的に継続して開催している研修会であること。
- (2) 研修会の主たる指導者に認定遺伝カウンセラーの指導資格を持つものが含まれること。
- (3) 修における講義および実習内容が「遺伝カウンセラー養成のための到達目標」に合致していること。

(4) 受講者の学習到達度を適切な方法で評価し、単位取得証明書が発行できること。なお研修会の単位数は委員会が定める。

(認定研修会認定の更新)

第17条 認定研修会の認定期間は5年とする。ただし、認定を更新することができる。

(認定遺伝カウンセラー指導者)

第18条 委員会は次の各号のすべてに該当する者を認定遺伝カウンセラー指導者(以下、認定指導者という)として認定する。

(1) 次のいずれかに該当する者

- 1) 認定指導者認定申請時に5年以上認定制度に基づく認定遺伝カウンセラーとして遺伝カウンセリングに携わっており、遺伝カウンセラー認定試験の受験希望者を指導することができる者
 - 2) 臨床遺伝専門医制度における指導医であり、認定遺伝カウンセラー認定試験の受験希望者を指導することができる者
 - 3) 海外で遺伝カウンセリングについて十分な経験を有し指導資格があると委員会が認めた者
- (2) 十分な事例数について遺伝カウンセリングを実践した経験がある者。
- (3) 遺伝カウンセリングに関係した学術活動(論文発表、学会発表等)を行っている者。
- (4) 上記の各号について委員会が審査した後に遺伝カウンセラー認定制度による認定指導者として委員会が委嘱した者。

(認定指導資格の更新)

第19条 認定指導者の認定期間は5年とする。ただし、認定を更新することができる。

(規則の改正)

第20条 この規則は日本遺伝カウンセリング学会及び日本人類遺伝学会の理事会の議を経て、改正することができる。

(その他の基準)

第21条 認定専門課程、認定研修会の基準及び経過措置その他必要なことについては、日本遺伝カウンセリング学会及び日本人類遺伝学会の理事会の了承を得て、委員会が定める。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項は、委員会が定める。

附則

この規則は、2005(平成17)年4月1日から施行する。